

手順書:呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連

6. 気管カニューレの交換(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、気管カニューレの状態(カニューレ内の分泌物の貯留、内腔の狭窄の有無等)、身体所見(呼吸状態等)及び検査結果(経皮的動脈血酸素飽和度(SpO_2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、留置されている気管カニューレの交換を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】
気管開窓後、または、気管切開後、1週間を経過して瘻孔が完成し、在宅で1回は交換が済んでいる気管カニューレ挿入中の患児・患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
 1 何らかの原因でカニューレが抜けてしまった場合
 2 カニューレのカフ等の破損があり、交換が必要な場合
 3 カニューレが乾燥した分泌物等で閉塞した場合

病状の範囲外
不安定/緊急性あり

病状の範囲内
安定/緊急性なし

主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

【診療の補助内容】
気管カニューレの交換

1 項目でもあり

【特定行為を行うときに確認すべき事項】
 A 意識状態、バイタルサインに異常がないこと
 B 呼吸状態 (SpO_2 、呼吸数の変化など) に異常がないこと
 C 出血傾向がないこと
 D 過去のカテーテル交換において、異常や交換の困難性がなかったこと
 E 分泌物量・出血量の変化
 F 皮下気腫の有無
 G (人工呼吸器装着の場合) 1回換気量、分時換気量に変化がないこと
 在宅で1回交換が済んでいること
どれか一項目でも該当しないものがあれば、担当医に連絡
交換後、病状の悪化があり、緊急に診療の必要性があれば
救急車でかかりつけ医に搬送する

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
主治医へ報告

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】
1. 主治医へ報告
2. 診療記録への記載